

(別紙2)

審査の結果の要旨

氏名 水上たかね

本論文は、海軍を中心に軍事という領域が国家機構の中に定着してゆく過程に注目して幕末維新期の体制変革を描く。幕末を扱う第一部では、幕府海軍を中心に検討する。この時期の海軍技術の伝習や新たな技術・知識を持った人材の登用については先行研究で明らかにされているが、第一章では、身分制の中で、従来から指摘されている新分野への「出役」での人材登用や関連分野への増員を可能にしたのが、定員超過を認める「過人」制度であったとする。そして、過人制度が柔軟な対応を可能にした一方で、過人の拡大に対する抵抗があり、その結果、従来武力を担っていた番方の役職を廃止して、海軍や新たに洋式に組織された陸軍の役職を「本役」とするような変革が必要になったと指摘する。第二章では、そのような変革にもかかわらず、幕臣の家数が増えて財政負担が増加することを避けるため、当主や相続人以外のものは最後まで任用にあたって差別され、家を単位とした封建的主従関係に基づく国家体制では海軍当局が求めた能力主義的人事を徹底できなかったとする。第三章では、従来看過されていた「俗事」によって海軍を支えた役方の幕臣の役割に注目し、最幕末に海軍が定額の予算を独自に執行する体制に至ったことを示して、最終段階の幕府を、会計と人事で統合されつつ部局の独立性が強まった組織として描く。

明治初年を扱う第二部では、ともに従来本格的な研究がなされていない軍務官と海軍資とに注目する。第一章では新政府が軍事担当機関として設けた軍務官の戊辰戦争期の活動を明らかにし、海運を含む兵站の統括により新政府軍を後方からまとめる役割を期待されたと論じる。第二章では、軍務官が兵部省と改められて戊辰戦争後に本格的な陸海軍の建設を図る過程をたどり、当面は不要な軍艦や官員を各藩に引き取らせたことなどを指摘する。第三章では、海軍の整備にあてるためとして諸藩から徴収された海軍資を扱い、戊辰戦争期には諸藩が軍役として軍資金を負担したが、戦争が終わると中央政府は各藩単独では建設が難しい海軍の経費を集めることしかできなかったとし、直轄府県からの収入で維持された中央政府の陸軍と財源を異にしたため陸海軍の分立へ進んだと論じる。また、実際には海軍資の三分の一が御親兵費用に充てられ、廃藩置県の実施を支えたことを指摘する。

新政府による軍人の任用形態を論じるなど、幕末の分析と明治初年の分析との連続性をさらに向上させる余地は残るが、独自性の高い対象の選択と大量の原史料の注意深い読解により、幕末期については封建制に立脚した武力が近代的な軍事力に変容しようとする際に生じる矛盾を、明治初年に関しては政府が諸藩との関係を変えつつ陸海軍を発足させる過程をそれぞれ明らかにして明治維新期の体制変革を軍事面から展望した成果は大きく、本委員会は当該論文が博士（文学）の学位を与えるにふさわしいものと判断する。